

香港公認会計士協会（HKICPA）との二者間会合の概要

（前）ASBJ 専門研究員 やまぐち なみ
山口 奈美

1. はじめに

2019年2月25日と26日に、企業会計基準委員会（ASBJ）は、香港の会計基準設定主体である香港公認会計士協会（Hong Kong Institute of Certified Public Accountants；HKICPA）の代表者との二者間会合を香港で開催した。

ASBJからは小賀坂副委員長、川西常勤委員ほかスタッフが参加し（役職名は開催当時）、HKICPAからはErnest Lee財務報告準則委員会委員長、Gary Stevenson財務報告準則委員会副委員長、Christina Ng基準設定部門ディレクターほかスタッフが参加した。

また、2019年2月26日に開催されたHKICPA財務報告準則委員会会議に出席し、ASBJの概要及び活動状況、ならびにのれん及びその他の包括利益（OCI）の会計処理に対するASBJの見解を説明し、今後の協力に関する議論を行った。

2. 主な議題

会合では、HKICPA及びASBJの最近の活動状況に関する情報交換が行われた。また、技術的な分野として、主に次の論点に関する議論が行われた。

- のれん

- 無形資産
- 共通支配下の企業結合
- 公正価値測定の高質
- 新しいIFRS基準（IFRS第9号「金融商品」、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」、IFRS第16号「リース」及びIFRS第17号「保険契約」）の適用

本稿では、HKICPAの最近の活動状況、のれん、無形資産、共通支配下の企業結合及び公正価値測定の高質のそれぞれについて、議論の概要を紹介する。

3. 議事概要

(1) HKICPAの最近の活動状況

本セッションでは、HKICPAの最近の活動状況の共有が行われた。HKICPAの代表者からは、次の項目を中心に説明がなされた。

- 新しいIFRS基準の適用プロジェクトの状況
 - IFRS第15号の強制適用に向けて、法域に特有の取引への基準の適用に関する論点への対処
- リサーチ・プロジェクト
 - 共通支配下の企業結合
 - のれん
 - 基本財務諸表
- 国際会計基準審議会（IASB）が遂行中のプロジェクトに対するインプット

- ▶事業の定義（IFRS 第3号「企業結合」の修正）
- ▶公開草案「会計方針の変更（IAS 第8号『会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬』の修正案）」
- ▶ディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」

(2) のれん

のれんを償却する概念的な理由を考察する目的で HKICPA スタッフが実施した、これまでののれんに関する国際的な議論の経緯に関するリサーチの経過が共有され、意見交換が行われた。HKICPA の代表者からは、のれんの償却の再導入を含むのれんの事後の会計処理に関する議論を行う前提として、「のれんとは何か」に関する理解の整理が必要であるとする見解が示され、のれんを構成し得る要素について議論が行われた。また、IASB に対する意見発信における協力の可能性を含め、今後も議論を続けていくことが確認された。

(3) 無形資産

ASBJ における無形資産に関するプロジェクトの状況、ならびに企業が企業自身の価値を算定し報告すること及び自己創設無形資産を追加で認識することに関する ASBJ スタッフの暫定的な見解を説明し、意見交換を行った。HKIC-

PA の代表者からは、香港では、無形資産に関する論点は深刻な問題とはなっていないとする認識が示された。また、仮に認識する無形資産の範囲を拡大する場合、のれんとの区別、信頼性ある測定、事後測定のモデルなどに関してハードルがあることが想定されるという見解や、無形資産の創出につながる企業のプロジェクトに関する説明的記述が、利用者にとって有用となる可能性があるという見解が聞かれた。

(4) 共通支配下の企業結合

香港では、中国本土を拠点とし、香港の取引所に上場している企業を中心に共通支配下の企業結合取引が多くみられるため、本論点に対する関心が非常に高い。本会合では、HKICPA スタッフも関与して進められている IASB の共通支配下の企業結合のリサーチ・プロジェクトにおいて検討されているアプローチについて、意見交換が行われた。

(5) 公正価値測定の品質

HKICPA の代表者から、香港では、金融商品や投資不動産の公正価値測定及び公正価値の開示によって提供される情報の質を確保するために、鑑定の特門家の数の増加や鑑定の専門家に対する規制の整備の必要性が議論されていることが共有され、この点について意見交換が行われた。

